

## 公立大学法人滋賀県立大学債権管理規程

平成 18 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 53 号

### (目的)

- 第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権管理の適正な取扱いを図ることを目的とする。
- 2 債権の管理に関して必要な事項については、法令および諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

- 第 2 条 この規程において「債権」とは、管理を必要とするもので、法人から役務または財貨の提供を受け、その対価としての金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。ただし、発生と同時に消滅するものを除く。
- 2 この規程において「債権の管理に関する事務」とは、法人の業務によって生じる債権について調査、請求、督促、保全等の業務に関する事務をいう。

### (債権管理事務の総括)

- 第 3 条 債権管理に関する事務は、会計規則第 4 条第 1 項に規定する契約責任者が総括するものとする。

### (帳簿)

- 第 4 条 契約責任者は、第 2 条第 1 項に規定する債権を管理する帳簿を備え、債権の発生から消滅までの間、次の各号に掲げる事項を管理しなければならない。
- (1) 債務者の住所および氏名
  - (2) 債権金額
  - (3) 債権発生日
  - (4) 債権の発生事由
  - (5) 債権の種類
  - (6) 履行期限
  - (7) 入金日
  - (8) その他債権を管理するために必要な事項

### (履行の請求)

- 第 5 条 契約責任者は、債権の発生後、速やかに債務者に債務の履行を請求しなければならない。

### (督促)

- 第 6 条 契約責任者は、前条の規定により履行の請求をした債権のうち、履行期限を経過してもなおその全部または一部が履行されないもの（以下「滞留債権」という。）がある場合には、督促を行わなければならない。
- 2 前条の請求および前項の督促の方法は、書面または口頭によるものとする。

### (債権の保全)

- 第 7 条 契約責任者は、必要に応じて、担保の提供を求め、または保証人を設定することができる。

(保証人に対する請求等)

第8条 契約責任者は、授業料および留学生宿舍使用料に係る債権のうち、第6条第1項の規定による督促を行ってもなおその全部または一部が履行されないものがある場合には、保証人に対し履行を請求することができる。

- 2 前項の規定により保証人に対して履行を請求をするときは、保証人の住所および氏名ならびに請求に係る事由を記載した書面（以下「請求書」という。）を送付するものとする。

(債権の消滅)

第9条 契約責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、その債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(滞留債権の管理)

第10条 契約責任者は、毎月、滞留債権の調査を行うものとする。

- 2 契約責任者は、半期毎に、滞留債権の内容と今後の回収計画を、理事長に報告するものとする。ただし、滞留債権の状況により、必要に応じて随時、理事長に報告を行うものとする。

(債権の保全手続等)

第11条 契約責任者は、第6条1項に規定する督促または第8条第1項に規定する請求をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 担保の付されている債権については、当該債権の内容に従い、競売その他の担保権の実行の手続をとること。
- (2) 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しない債権については、訴訟手続により履行を請求すること。

(債権放棄)

第12条 契約責任者は、債権の回収可能性がないと判断した場合において、債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められるときには、理事長の承認を得て、債権放棄の手続きを行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、除籍処分を行った学生に対する次の各号に掲げる債権については、債権放棄に係る理事長の承認があったものとして債権放棄の手続きをすることができる。

- (1) 授業料
- (2) 留学生宿舍使用料

(償却処理)

第13条 契約責任者は、前条の規定により債権放棄をした場合には、債権残高の償却処理を行わなければならない。

(遅延損害金)

第14条 滞留債権に対しては、債務者の責めに帰すべき事由によらないと判断するものを除き、その債権残高に対し年3%の割合で計算した金額を遅延損害金として、その履行期限の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りした金額を債務者に請求することができる。

- 2 前項の規定により計算した遅延損害金の額のうち100円未満の端数は切り捨てるものとし、計算した遅延

損害金の額が1,000円未満であるときは債務者にその請求を行わないものとする。

3 次の各号に掲げる債権については、遅延損害金を免除できるものとする。

(1) 授業料

(2) 留学生宿舍使用料

4 債務者からの債務の支払いにおいて、遅延損害金が発生している場合においては、先に元本の支払いに充てるものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。